

○沖縄県使用料及び手数料条例施行規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則

昭和47年5月15日
規則第14号

改正	昭和50年9月1日規則第54号	昭和51年8月31日規則第29号
	昭和53年3月23日規則第9号	昭和53年9月29日規則第50号
	昭和58年1月27日規則第3号	昭和61年3月31日規則第10号
	昭和62年3月31日規則第14号	平成元年3月31日規則第19号
	平成2年5月18日規則第25号	平成3年3月31日規則第17号
	平成5年9月28日規則第43号	平成6年4月26日規則第37号
	平成9年5月23日規則第24号	平成11年3月17日規則第15号
	平成12年3月31日規則第79号	平成14年3月30日規則第26号
	平成16年3月25日規則第20号	平成18年3月28日規則第9号
	平成20年4月1日規則第44号	平成22年3月31日規則第16号
	平成24年3月30日規則第24号	平成25年3月30日規則第19号
	平成26年3月31日規則第13号	平成26年9月29日規則第47号
	平成27年3月20日規則第14号	平成30年3月16日規則第12号
	平成31年3月29日規則第18号	

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則をここに公布する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(知事の定める使用料等)

第2条 条例別表第1の知事が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表第2の知事が規則で定める諸証明及び知事が規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

全部改正〔平成31年規則18号〕

(減免)

第3条 条例第5条の規定による使用料等の減免は、次に掲げる者の申請によって行うものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている者
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第25条（同法第34条において準用する場合を含む。）及び第26条（同法第34条において準用する場合を含む。）に規定する許可に必要な証明を申請する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか知事が特に使用料等を減免する必要があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、当分の間免除する。

- (1) へき地巡回診療手数料のうち自己負担分
- (2) ヒト免疫不全ウイルス抗体検査料、梅毒抗体検査料及び性器クラミジア感染症抗原検査料並びにB型肝炎ウイルス検査料、C型肝炎ウイルス検査料及びHTLV-1抗体検査料（知事が特に必要と認める者に限る。）

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、他の地方公共団体が申請する場合は、減免しないものとする。

- (1) 土地使用権等取得裁定申請手数料
- (2) 土地等使用権存続期間延長裁定申請手数料
- (3) 収用又は使用裁定申請手数料

一部改正〔昭和50年規則54号・51年29号・58年3号・平成5年43号・18年9号・20年44号・

24年24号・25年19号・26年47号・31年18号]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年9月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月31日規則第29号）

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月23日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月29日規則第50号）

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月27日規則第3号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第14号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第19号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年5月18日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月31日規則第17号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日規則第43号）

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年4月26日規則第37号）

この規則は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成9年5月23日規則第24号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第79号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月30日規則第26号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第20号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第44号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第24号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日規則第47号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条並びに第3条第1項及び同項第4号の改正規定 公布の日

（2） 別表第2の改正規定 平成31年4月1日

（3） 第3条に1項を加える改正規定 平成31年6月1日

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、前項第2号に掲げる改正規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

	区分	単位	金額	備考
歯科処置料	1 弗（ふっ）素塗布	1回につき	520円	
	2 歯口清掃	1顎につき	290円	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断料	1 ツベルクリン反応検査	1件につき	510円	直接撮影とする。
	2 レントゲン検査	1件につき	1,450円	

全部改正〔平成26年規則13号〕、一部改正〔平成30年規則12号〕

別表第2（第2条関係）

	区分	単位	金額	備考
1	契約又は契約の内容に関する証明手数料	1件につき	400円	
2	法人又は法人の役員に関する証明手数料	1件につき	400円	
3	営業又は業務に関する証明手数料	1件につき	400円	
4	経歴又は履歴に関する証明手数料	1件につき	400円	
5	資格に関する証明手数料	1件につき	400円	
6	健康診断書	1通につき	800円	
7	その他の証明手数料	1件につき	400円	

全部改正〔平成27年規則14号〕、一部改正〔平成31年規則18号〕